

業許可広域化など要望

全産廃連、経団連 中環審ヒアリングで

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の廃棄物処理制度専門委員会（委員長・田中勝馬取環

境大学教授）の3回目の会合が開かれ、関係者とアライングが行われた。今回は全国産業廃棄物連合会、日本経済団体連合会の処理側、排出側の各団体がそれぞれ廃棄物処理法見直しに向けた要望を行ったが、業許可の広域化など両団体で共通する項目も見られた。

全産廃連は現行制度における課題と主な要望事項として、①業許可の広域化②欠格要件・義務的許可取り消しの見直し③自治体の地方ルール合理化④機動的な経営を可能とする適切な規制への移行（手続きの弾力化等）⑤排出事業者責任の明確化——などを挙げ

た。

一方、経団連は①広域認定など特例制度の活用・拡充②欠格要件の行き過ぎた規制強化の見直し③収集運搬業の許可の広域化④許可手続き・行政報告に係る添付書類等の簡素化⑤地方自治体の独自制度の見直し——などを挙げている。

業許可の広域化、欠格要件や地方自治体の独自ルールなどについて、奇しくも両団体の要望が共通した。効率的なRR、適正処理の推進のためには広域処理が不可欠なケースが多い。しかし、現行制度では産業廃棄物収集運搬事業を全国展開するには都道府県、政令市を合わせ107件の業許可が必要となる。さらに特別管理産廃も含めれば倍の214件が必要にな

る。

5年ごとに更新も必要でこれにかかる費用や事務負担は大きく、全産廃連では「許可の審査は共通で、県・市ごとの許可にする意味が理解できない」と主張。経団連も「個社またはグループ全体で100カ所を超える収集運搬の許可を取得している企業が複数あり、行政手続きの事務負担は極めて大きい」と、地域

環境新聞
平成20年11月5日

ブロック単位への集約などを訴えた。